

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 95 号

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

第2条中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童福祉センター)